12月は県下統一滞納整理推進月間です!!

町税は納期限内に納めましょう!

悪質な滞納者に対し滞納処分などを実施します

（税負担の公平性の確保）

町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。

納期限内に納付をされた方と、されなかった方の不公平をなくし税負担の公平性を保つため、悪質な滞納者には法的措置を行うこともあります。

税金を納期限までに納付されない場合は、滞納となり、督促状や催告書で納付を催促します。それでも納付されない場合は、財産調査を実施し、預貯金・給与・自動車の差押えなど（※）の滞納処分を行う場合があります。

※ **納期限までに納税がなく、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納されない場合は、「滞納者の財産を差押えなければならない。」と法律に定められています。**

滞納を放置しておくと…延滞金がどんどん加算され、税金などの支払いが高額になります。また、滞納処分を受けると経済的な利益や社会的信用も失うことになりかねません。

滞納整理にも税金が使われています

滞納が発生すると、町としても本来は必要のない滞納整理に伴う調査経費や調査時間を費やすことになります。再度、納付状況をご確認いただき、滞納となっている場合には、早期に納付いただきますようお願いします。

特別な事情などにより納税が困難な方や納付が遅れている方は、町民税務課までご相談ください。

■問合せ 町民税務課 TEL0778-47-8014

納税は便利な口座振替をご利用ください!

口座振替納税は、一度お申込みいただきますとご指定の金融機関の口座から、納期限の日に自動引き落としで納税ができる制度です。

そこで南越前町では、納税者の方々の利便性の向上を図ることを目的に納税に出かける手間や、納め忘れがない便利で確実な口座振替納税を推進しております。

口座振替できる税目

町県民税（普通徴収） 固定資産税
軽自動車税 国民健康保険税

お申込み方法

町内の各金融機関・役場窓口で、備え付けの「南越前町預貯金口座振替依頼書」に必要事項をご記入、押印の上ご提出ください。なお、申し込みの際には、引き落とし口座の通帳と届出印が必要となります。役場、金融機関でのお申込みが難しい場合は、左記連絡先までご連絡ください。依頼書を送付いたします。

※口座振替開始日は申し込み月の翌月末となります。

■問合せ
町民税務課 TEL0778-47-8014

固定資産税に関するお知らせ

家屋を取り壊したときは、年末までに「家屋滅失届」を提出してください。

家屋滅失届を提出しないと、引き続き固定資産税が課せられる場合があります。届出後、滅失を確認した家屋は、翌年から課税されなくなります。

※居住用の家屋を取り壊し、土地を更地にすると、固定資産税の課税標準額を軽減する住宅用地の特例は、受けられなくなります。

償却資産の申告をしてください。

工場や商店等の事業主は事業用の機械や備品等について令和4年1月1日現在の所有状況を申告してください。

※提出期限 令和4年1月21日（金）
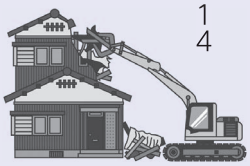
■問合せ
町民税務課
TEL0778-47-8014